

平成16年（2004年）2月議会

1. 障害者施策について
情緒障害児通級教室設置について
2. ごみの収集について
祝日収集の進捗状況について

1. 障害者施策について

情緒障害児通級教室設置についてお伺い致します。去る平成十五年三月に文部科学省の『特別教室の在り方』に関する調査研究協力者会議の最終報告がなされ、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症について、これらの障害の定義、指導方法等が示されました。また、平成十四年度の「通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童、生徒の実態調査」の結果も出され、LD、ADHD、高機能自閉症を含む、特別教育を必要とする生徒は約6%の割合で学級に在籍している可能性があるとの事です。

この様な中、「障害者基本計画」が閣議決定され「重点施策実施五ヶ年計画」が示され、そのプランの中で「小中学校における学習障害(LD)・注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備する為のガイドラインが、平成十六年一月に取りまとめられました。これは特殊教育から特別教育への転換を図ると示されています。特別教育とは、これまでの特殊教育対象の障害だけでなく、その対称でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて、障害のある児童・生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上で困難を改善又は克服する為に適切な教育や指導を通じて、必要な支援を行うものであると定義されています。

さて、通級教室・・・これは、普通教室に在籍しながら週に一～二時間の個別指導やグループ指導を受けられる教室です。種類として主に“言葉の教室”や、“情緒障害児通級教室”があり、軽度発達障害児が大勢利用しています。“言葉の教室”については、小山市にも若木小学校・乙女小学校・城東小学校・第一小学校の四校があります。しかし、情緒障害児通級教室は、小山市にはありません。県内の他の自治体を見ると宇都宮＝三校、鹿沼＝四校、今市＝一校があります。県南地区には一校の設置もありません！！

人間の成長の中で療育から教育にかけての生活循環が一生の中で大きなウエイトを占めます。特に学習障害者(LD)の場合、友達と同じ行動を取れなかったり、勉強でつまづく面を持っていたり自信を失い、いじめられたりする事が多いようです。また、ADHDでは落ち着きがない、単調な作業ができないなどの障害がありますが心理療法や教育的介入によって問題が軽減することが知られています。これらの障害は、周りの人の理解を得られず適切な対応がされないと自虐行為をするなどの深刻な問題を引き起こすことがあります。これらの障害を持った子供を個別なニーズにあった教育を受けさせてあげる事が、将来就労時における社会の適応力を高める事ができる手段のひとつであると考えます。

これらの事を踏まえ、是非、情緒障害児通級教室の早期設置が必要だと思います。小山市としての考えをお聞かせ下さい。

答弁

◎教育委員会学校教育課

はじめに「情緒障害児通級教室設置について」お答えいたします。

障害のある児童生徒教育の場として特殊学級を多く開設し指導をしている中で、自閉症等の情緒障害児への対応として、各学校では情緒障害特殊学級を開設し指導の充実を図っております。近年は、通常の学級の中に学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）等軽度な障害があるために、集団不適応や学習困難を示す児童生徒が増えている現状があります。軽度な障害のある児童生徒には、特殊学級担任の実践例や市・県の相談員等専門家のアドバイスを参考に指導していますが、通常の学級だけの指導では、十分な効果を上昇することが難しい状況です。学校の実態・保護者の要望等も考慮し、障害に応じた特別な指導の場として情緒障害通級指導教室の設置を進めることが必要であると考えています。

また、文部科学省作成の「小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドライン」を全教職員に配布・活用していくとともに、これから報告される県の「栃木の障害児教育検討会」報告書を参考に、通級指導教室等の環境整備のための予算確保や教員の専門性の育成にも努めていく所存です。情緒障害通級指導教室設置については、平成十六年度開設に向けて県教育委員会と協議を進めておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

2. ごみの収集について

祝日の収集の進捗状況についてお伺いいたします。

いままも昨年度と変わらず祝日の収集が行われておりません。十六年度四月からもその予定がありません。ハッピーマンデーの影響もあり月曜日や祝日にゴミを出せない問題が発生しています。

例えば私と同世代、子育て世代でありながら夫婦共働き、そして住んでいるのはアパートになります。アパートの場合。家の中にゴミが溜まるのではなく、部屋の中に溜まるのです。不衛生はもちろんのこと、臭いにも悩まされます。またこの不況の中30代というのは、会社を休むことも出来ず、中央清掃センターに直接搬入するのも出来ない悪循環が発生します。

宇都宮の広域のように月曜日から金曜日、決まった曜日毎にゴミの収集がくる。これが一番ありがたい。祝日のあおりを受けているのか地域的に土曜日の収集がありますが祝日収集を開始すれば土曜日の収集を無くすことが出来ると考えられます。また中央清掃センターに関しても土曜日の受入れがなければ、日曜日には、炉に火を入れることなく点検等

が出来るのではないのでしょうか？

祝日収集を徹底することにより中央清掃センターへの直接搬入も減るはずです。そして中央清掃センター近隣にお住まいの方にも土曜日パッカー車が走ることが無くなり迷惑を減らせると思います。

これを実現出来れば、何より祝日を挟む事によって、変更された特別収集日をごみカレンダー眺めて確認する必要がなくなります。

小山市としての考えをお聞かせ下さい。

答弁

◎ 市民生活部環境課

現在、祝日の収集は行っていませんので、市民の皆様方には大変ご苦勞をかけております。特に、月曜日が祝日になるケースが増え、月曜日の収集に当たる区域の皆様方には、かなり不公平になっていると思います。

一方、二週及び二回続けて祝日が重なる場合もありますので、このような時には、特別収集日を設けて対処しているところです。

祝日の収集については、昨年から収集委託業者・小山広域保健衛生組合・近隣自治会と話し合っており、収集委託業者とは実施に向け検討はしていただいております。近隣自治会においても、現在前向きに話し合いには応じていただいております。

受入れ先の小山広域保健衛生組合では、祝日は、粗大ゴミ等はさらに検討することを要しますが、可燃・ビニプラの受入れであれば、勤務体制・予算等のやり繰りは可能のことであるとのことですが、小山市だけの実施であるため、組合構成市町の調整や近隣自治会の協定も必要となってまいりますとの回答を得ております。又、収集日を変えることは、収集所の管理をお願いしている自治会や廃棄物減量等推進員にも関連してきますので、十分協議をすることが必要となります。併せて廃棄物減量等審議会でも検討をお願いし、市民の皆様にも周知徹底を図りながら、できるだけ早期に実施できるよう努力していきたいと考えておりますので議員のご理解とご指導をお願いいたします。